

特 教 第 2 8 5 号  
令和5年11月20日

宮城県特別支援教育将来構想審議会会長 殿

宮城県教育委員会

宮城県特別支援教育将来構想の策定について（諮問）

このことについて、特別支援教育将来構想審議会条例（平成25年宮城県条例第6号）第1条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

## 理 由 書

県教育委員会では、平成27年に令和6年度までの10年間を計画期間とする「宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する」ことを基本的な考え方として、「自立と社会参加」「学校づくり」「地域づくり」を柱に特別支援教育の充実に取り組んでまいりました。

この間、特別支援教育の必要性が広く認知されるようになったことから、少子化にあっても特別支援学校の児童生徒在籍者数は増加傾向にあり、特別支援学校設置基準の施行に基づいた教育環境の改善に向けた対応が求められ、令和5年3月には「第2期県立特別支援学校教育環境整備計画」を見直し、教育環境整備に努めてきたところです。

また、近年の動向として「障害者差別解消法」及び「改正発達障害者支援法」の施行、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布、「障害者権利条約に基づく国連勧告」など、特別な支援を必要とする児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しており、共生社会の実現に向け、より一層の充実が求められているところです。

本県においても、令和5年6月に閣議決定された国の教育振興基本計画を受けた県計画の見直しや新たなみやぎ障害者プランの策定等、関係機関が連携し、その実現に向け努力しているところですが、乳幼児期からの支援体制や通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援等、それぞれの発達段階における適切な支援とそのつながりが今後の大きなポイントと考えております。

こうしたことから、これまでの取組や新たな課題を踏まえ、時代の変化に即した、より一層充実した特別支援教育の充実を図るため、本県の特別支援教育の未来を見据えた新たな構想を策定することとしました。

つきましては、その構想について御審議いただきたく、諮問するものです。